

第39回鳥取地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

令和5年7月10日（月）午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地裁委員・五十音順）

安西儀晃、大島義典、加島滋人（委員長・兼務）、駒井重忠（兼務）、佐藤順、西村光弘、福本紳二、間庭弘美

（家裁委員・五十音順）

石山雄貴、加島滋人（委員長・兼務）、駒井重忠（兼務）、嶋田耕一、白岩有里、多田裕一、深田巧

（事務担当者等）

松嶋民事首席書記官、佐藤刑事首席書記官、田島首席家裁調査官、島津家裁首席書記官、田渕地裁事務局長、石塚家裁事務局長、河村家裁総務課長、渡邊家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：裁判所における広報（法教育の視点から）
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任

加島滋人委員が鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会の委員長に互選された。

(3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、法教育の視点を踏まえた裁判所における広報に関し説明を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

鳥取地方裁判所委員会については「裁判員裁判について」を、鳥取家庭裁判所委員会については「後見制度について」をそれぞれテーマとして意見交換する。

(2) 次回開催期日

日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

テーマ「裁判所における広報（法教育の視点から）」

○委員長

学校での講義の経験のある委員の方で、何か裁判所にとって参考になるようなお話を頂ける方はいらっしゃいますでしょうか。

○学識経験者委員A

今年2月に鳥取市内の小学校で、6年生87人を対象に、環境とエネルギーに関する講義を行いました。これは、こちらから教育委員会に話をさせていただいた後、幾つかの学校に話を伺い、その中で受け入れていただいた学校で講義を行いました。

我々の目的は、次世代を担う子供たちに対して、環境・エネルギー問題への興味や関心を高めていただくということですし、学校側にとっては、カーボンニュートラルやエネルギーの問題を小学校、中学校、高校、高専と各段階に応じて行うことに関心のあることですので、お互いの目的・関心が一致した中で実施できました。ただ、全ての学校で実施したりアンケートをとったりするだけのマンパワーはありませんので、どうしても特定の学校を対象にせざるをえないことになります。

○学識経験者委員B

例えば高校生であれば、憲法の是非などを取り上げれば良いと思います。憲法は大事ですが、その良し悪しについて高校生はまた違う意見を持っているのではないかと思います。そのようなものが法教育だと思いますので、あえて法教育を意識して裁判所がする必要はないような気がします、いかがでしょうか。

○委員長

裁判員制度など、いろいろ新しい制度ができるときに、その内容を理解していただくということが、制度が定着し実践していくために必要と考えられます。そして、特に学校で説明していくことが、長い目で見ると、理解者を増やしていくという観点から

重要であり、そういう意味では、すぐに効果の出るものではなく気の長い話であり、地道な努力をしているということを御理解いただけますと大変ありがたいと思います。

○学識経験者委員C

成人年齢と選挙権が付与される年齢が18歳に引き下げられたことを考えれば、主権者としての意識が今後ますます求められると思いますので、主権者教育という観点から裁判所の方々が学校現場に行って、法律とは何かということについて、もっと身近に感じてもらうという取組が意義深いと思います。

私は、新聞社の論説委員長という立場である一方で、読者室長という立場でもあります。これは、読者である市民からの批評を承る立場です。今、物事を進めようと思ったら、一方通行では市民や国民の方にはなかなか響いていきません。一方通行ではなくて、もっと双方向性を高める意味でも、聞く耳をしっかりと持った上で話をすることが大切と思っていますので、裁判所の広報活動を進めていく上では、聞く耳というものをしっかりと持って、情報収集をしっかりとやっていくということが、この取組の第一歩と思います。

○学識経験者委員D

私は、看護職であり、病院において実習という形で看護学生を受け入れています。その際には必ず、学習の指導要綱というものを参考にしまして、実習を受け入れる先の教員たちと定期的にディスカッションする場を設けています。その場で指導要綱に基づいた指導案というものを作成し、相手側に確認してもらった上で実習・指導を行っています。これは専門職を養成する看護学生に対するものであり、他の受入れ先としては、中学生であったり高校生であったりし、対象者が変われば内容も変わってきますので、それぞれの対象者の目的に合わせた教育の場を作ることを意識しております。

裁判所におかれては、一般の方に対して、法教育は何かということや、自分たちの

身に迫って知識がなければならないということのアピールをどんどんしていただきたいと思います。18歳になれば裁判員に選任される可能性があるということをもっと強調していただいて、だから自分達が知っておかなければならないという、そのような広報をしていただけたら、興味がすごく湧くのではないかと感じております。

○学識経験者委員E

私は、昨年まで婦人相談所というところにおり、そこで離婚について取り扱う際、市民の方が調停や裁判について聞いたことはあるものの、具体的な中身や進行が分からないし、裁判所の場所さえ知らないということであり、それが現実なのではないかと思えます。一般の方は、裁判所に世話にならないほうが良いと思っている方の方が多いと思いますが、ただ、何か起きて裁判所を利用しなければならなくなった場合、そのときになって初めて調べるのではなく、以前聞いたことがあるというように、何か一つでもきっかけになるようなことを思い出し、そこから物事が進むというのが良いのではないかと思います。

私達もDVの予防学習を地道にやっていますが、各高校で出前講座をやりたいということになったときに、実は高校では1時間や2時間を確保するのも大変で、前年度から学習に取り込んでほしいということを伝えて枠を取っていただく必要があり、それは中学校も同様です。そのため、教育委員会等を通じて学校に時間枠を取っていただくようにしており、教育委員会の力をお借りしてやっているというのが現状です。

○学識経験者委員F

裁判所における課題となるのは、ニーズをなかなか捉えられないということですか。それとも、こういうことをやりたいが、なかなか学校のほうからは是非やりたいという声あまり上がらずに困っているということですか。

○委員長

裁判所もこれまで、裁判所のことを分かっていただくために、いろいろ広報活動を

行ってきましたが、法教育の観点が十分あったかと言われると必ずしもそうではありませんでした。今後、法教育の観点を踏まえた広報活動を行う場合に、求められていること全てに応えられるわけでもないでしょうし、裁判所は教育機関ではありませんので、そのような裁判所において、どのように法教育の観点から広報活動を行っていくべきか、委員の方々の御意見をお伺いしたいと思っています。

○学識経験者委員F

これまで模擬裁判で参加者は皆良かったと言っているとのことですが、多分もう少し詳しく聞いてみたら、いろいろなニーズや、本当に興味を持って参加できるものが出てくると思います。どのようなものであれば生徒たちのニーズに合致し、興味を持たれるかとか、18歳になったら裁判員裁判もあるとか、消費者教育もあるとか、18歳を超えればこのようなことでリスクが高まるというようなことに繋がるのであれば、生徒たちに当事者意識を持って取り組んでもらえるので、それではやってみようかというふうになると思います。あまり広報目線になるよりは、そのようなニーズや生徒に関心を持ってもらえることについての現場の先生の声に耳を傾け、これまでに参加された学校に改めて聞くということを愚直にやっていると、自ずといろいろな方法が見つかるのではないかと思います。

○委員長

初心に返って地道に活動するということですね。

○学識経験者委員H

模擬調停や出前講座といった現在行っていることを、例えば現場の先生たちの批判的検討を受けながら、より良いものにして、教育的意義を高めていくことを目指した方が良いと思います。また、内容について、何かしてもらいたい講義はないかというふうに聞いたのでは、先方も答えられなくて困ると思います。そうすると、例えば副読本のようなものがあって現場の先生たちも理解し受け入れやすいのではないか

と思います。そして、先ほどの意見にあったように、主権者教育が大事だと思います。裁判員制度もありますし。それから、最高裁判事の国民審査がありますが、あまり注目されていないので、その意義などを伝えていくことも必要なのではないかと思います。

○学識経験者委員 I

各学校に直接話をするよりは、教育委員会を通して話を持っていったほうがスムーズになるのではないかと思います。その際に、どのように授業に組み込めるかといった技術的なアドバイスもあるかもしれません。また、裁判所が具体的にどのような広報活動をしているか、使った教材の紹介とか、出前講義の内容とか、講義でこのような意見があったとか、こういうことで盛り上がったとか、そういう具体的な話があればスムーズに行くのではないかと思います。

○学識経験者委員 B

少し古いのですが「家裁の人」という裁判所の漫画があります。若者に喜ばれるものは漫画やアニメですので、このようなものを備え付けて読んでもらうだけでも違うと思います。離婚などの話があり、小学生には難しいかもしれませんが、面白いです。そういうのを備え付けることも一種の広報活動になるのではないかと思います。

○委員長

これまで、教育委員会を窓口としてお話をするというご提案がありました。それから、裁判所が用意できることをお示しするとか、あるいは漫画を使うとか、いろんな御提案を頂きました。

○学識経験者委員 A

私は、中学2年生のとき、学校に引率されて、刑事公判を見学したことがあります。裁判の内容はあまり生々しいものではありませんでしたが、実際に被告人が手を後ろで結ばれて来るところから公判手続を傍聴しました。あれから40年たった今もはっ

きり覚えておりました、やはり本物を見るインパクトというか、記憶はすごくあります。ですから、模擬裁判や法曹三者への質問というのは非常に大事とは思っていますが、本物の裁判を見せるということのインパクトも重要なのではないかと思います。

○委員長

事件の内容とか、被告人の年齢とか、いろいろな要素がありますので、なかなかハードルが高い面があるかもしれませんが、インパクトがあるという点もまた魅力的なので、検討させていただければと思います。

最近は聞いているだけではなくて、参加型のものに対するお子さんの興味・関心が高いのではないかと、そのような観点から模擬の裁判のような形で行うということも一つ意味があるのではないかと考えておりますが、そのような参加型の広報について何か良いアイデアはございませんか。

○学識経験者委員C

この間も鳥取市内の中学校で人権学習の講演を行いました。内容は「新聞社としての人権の配慮の仕方」という講義でしたが、通り一辺倒な、例えば名前には常に「さん」付けするとか、そういったことを説明しても、あまり響きません。そうではなく、先ほどA委員がおっしゃったように、もう少しインパクトがあることをお話しすると、結構関心を持たれました。去年の安倍元首相銃撃や、その後の岸田首相襲撃というニュースを解説しながら、そこで逮捕された男も実は今、ローンオフエンダーというふうに言われているのですが、このローンオフエンダーになる過程で、もしかしたら孤独、孤立というところを解消する地域の交流の枠組みというのができていたら、どうだったのだろうかというような話をしたら、この「ローンオフエンダー」という言葉が生徒たちには結構響き、そこからちょっとした双方向性の雰囲気生まれました。先ほどA委員がおっしゃったように、何か抽象的な通り一辺倒的なこと、あるいは予定調和的なことではなく、もう少し具体的に踏み込んだことを話せば、生徒に響いて

きて、より身近に関心を持ってもらえるのではないかという気はします。ただ、裁判所ですので、できることとできないことがありますので、その線引きをどこで行うかという検討は必要と思います。

○委員長

双方向性というのは今日の話としても非常に関係しますので、また検討させていただきたいと思います。

○学識経験者委員E

デートDV予防学習出前講座というものを高校でやっておりますが、生徒に概要的なことを伝えても、なかなか前のめりになってお話を聞いてくれるということはなく、これはどこがデートDVだと思うかということ、漫画で場面設定をして、ここではないか、ここは良いのかといった選択肢をたくさん用意しておいて、ここが引っかかるか、ここに違和感があるというようなことをグループディスカッションしたり、言いにくい場合は付せんを書いて貼ったりするなど、いろいろな取組方法があると思いますが、やはり漫画は割と取り組みやすいし馴染みやすいので、そのような教材を自前で作っています。どうしても堅苦しい話や浴びせるだけの場面になると、相手の手応えがなかなか感じられませんが、興味、関心を持ってもらうのに、「あるある」のような場面を想定して○×で表現してもらい、どこに違和感があるのかを感じてもらうことも教材の一つとしては有りうると思います。それから、行政であれば、中国5県がどんな動きをしているか、あるいは中四国でどのような動きをしており、どのような良い事例があったかということを知るのが定番になっていると思うので、隣の島根県はどのような取組をしているかということを知ることも有りうるのではないかと思います。

○委員長

裁判官も各地を転勤しており、以前の庁での取組などを情報交換などしますが、今

のお話をお伺いして、それをさらに組織的にやってみることも考えられると思いました。

○弁護士委員 J

法教育の目的の1つに司法との距離感を解消するということがあると御説明いただきました。これまでの裁判所における広報は、どちらかという裁判員裁判が大きなウエイトを占めていたと思います。ただ、裁判・司法というものを利用する側の視点からは、刑事事件だけではなく民事事件も知っていただく必要があると思います。司法というものが、特に民事的な側面でいうと、紛争の解決ということが目標になりますが、この紛争の解決が意外と難しいものであるということが、なかなか一般の方には分かりにくいと思います。昨今テレビでは、訴えてやる、という番組もございますけれども、なかなか勝ってスッキリ、負けてがっかりというような簡単なものではございません。証拠に基づいて一定の結論を出すということが非常に難しく重いものであるということをより実感していただくということも必要ではないかと思えます。民事というものは必ず判決によって勝ち負けで終わるような世界ではなく、話し合いによって解決するということの大切さも知っていただく必要があると思いますので、調停という制度もございますし、そういった話し合いによる解決が妥当であるということもぜひ知っていただくのが良いと思います。

ニーズの把握という意味におきましては、そういった民事調停というものを模擬的に経験することが果たしてニーズとしてあるのかと問われると、なかなかすぐにそこに直結するものではないのかなと思いますけれども、そこは、司法の役割というものは何かということをもまず教育委員会の方々に説明して、その中で裁判所ができるメニューも出しながら擦り合わせていくのが良いのではないかと思います。

○委員長

確かに裁判員制度の導入というのは、裁判所にとっても非常に大きい課題であり、

新しい制度を導入するという事で、かなり大々的に取り組ませていただきました。他方、調停の方の取組も100周年行事などいろいろありまして、身近な紛争解決の手段ということで、いろんな機会を通じて広報活動を行ったところです。ただ、どうしても刑事の方がメディア的に目立つ部分がありますので、いろいろなメニューがあることを裁判所からも積極的に発信し、それを使っていただける場面をPRしていくということも視野に入れて行動するという事で御意見いただいたと思います。

○学識経験者委員C

今のJ委員の話に大いに賛同します。民事は勝ち負けだけではなく、いかにその真ん中の着地点を見つけるかということも重要で、これから子供たちが社会に出ていって直面する、白か黒か、勝ち負けだけではない物事の進め方を学ぶという意味でも、法の学習というところから入っていく、社会のありようというのを知るといって、そういうアプローチの仕方というのは、大切なポイントであると思いました。

○学識経験者委員E

出前講義に行かれたときの感想にまさに「白黒つけるところだと思っていた裁判所が互いに譲り合って解決する方法もあると知って驚きました。」と書いてあるので、こういうことがまさに手応えというか、伝えたかったことではないかと思うので、意味がある取組をされているのではないかと思います。

○委員長

調停でアピールするという事はなかなか難しいところがありますが、今ご指摘いただいた教育との関係からの切り口で非常に参考になったと思いますので、このような感想をさらにいただけるように地道な活動を続けていきたいと思っています。

○学識経験者委員F

先ほどJ委員がおっしゃったように、実際に裁判を見られれば良いものの、なかなか難しいということですが、では模擬裁判か何かを実施する際に、具体的なことは隠

すにしても、例えば、より身近なテーマ、自分たちが巻き込まれるかもしれないような実際の事案に基づいて、全部これは実際に起こったことであるとして実施すれば、そのような事態が起こるということ、自分も巻き込まれるかもしれないということ、そのときに司法が守ってくれるかもしれないということ意識させることができるのではないかと思います。制度についての説明だけではなく、できるだけ身近な関心を持たれるような仕掛けが大事と思いました。

○委員長

まさしく青少年の健全育成、自らの権利・自由が脅かされるような場面は多々あるのではないかと思います。そのような現実的で大変なことと思ってもらえるような教材や場面やテーマを選ぶことを御示唆いただいたと思います。

○事務担当者

学校に限らず、例えば地域の公民館や企業から講義の依頼があれば、裁判所は積極的に受けたいと考えているところですが、そのようなことで何か御意見があればいただきたいと思います。

○学識経験者委員B

企業での講演は非常に喜ばれると思います。特に裁判所という特殊な所のお話はそうだと思います。これまで裁判所は秘密の部署という意識があり、そのようなことはしてもらえないと思っていましたので、してもらえるのであれば、早速持ち帰って段取りを付けたいと考えます。

○事務担当者

例えば裁判員裁判については、国民の皆様に参加していただく必要がありますので、企業に対して理解を求めて従業員に裁判員として出席していただくような働きかけなども行ってきました。また、例えば家裁の成年後見制度の利用の仕方がよく分からないとか、あるいは相続の関係は自分たちにはよく分からないということで、一般的に

どのような手続を裁判所で利用することができるのかを詳しく聞きたいということであれば、公民館に出向いてお話をすることもできるのではないかと考えておりますが、そういったニーズについて、何か御意見がございますか。

○学識経験者委員A

おそらくなかなか役割分担が難しいのではないかと思います。私の会社や中小企業の代表者などが参加している実業クラブがあるのですが、過去には、弁護士に来ていただき、パワハラとは何かといった実際の法的問題について説明をしていただいたことがありました。例えば公民館で法律相談をするとなったら、一般的には既に生じている問題を相談するようなことになりまして、それで裁判所の方が説明するということになる、あくまで枠組みや制度の説明にならざるを得ないのではないかなと思います。ただ一方で、先ほどおっしゃった調停の場合、具体的に調停でこういうものを扱い、このような解決を導いたということは、多分いろいろな皆さんが所属している組織で、話をしていただけるということが分かれば、ニーズはあるのではないかと思います。私の会社の所属する実業クラブの事務局はいつも、適切な講師がないとか、講師料が払えないので困っていることがあるので、多分、紹介すればすぐに実現するのではないかと思います。

○委員長

裁判所はどうしても分かっていただけのような気になってしまいますが、このようなこともできる、このようにやる、ということを積極的に発信していくことが必要ではないかという御意見をいただいたと思います。